

議案第2号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の一部改正について

提案理由

本案は、別紙のとおり規則の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の一部を改正する規則
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（平成15年9月1日施行）の
一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（ハラスメント対策）

第13条 嘱託職員は、相手方の望まない行為により、他の職員に不利益を与える言動
や就業環境を害すると判断される言動（以下、これらを総称して「ハラスメント」と
いう。）を行ってはならない。

2 本会は、ハラスメントが生じないように、職場内にハラスメント相談員を配置し、嘱
託職員の相談指導に努めるものとする。

第41条中「職員を解雇」を「嘱託職員を解雇」に、「職員（採用後14日を超えた
者を除く。）」を「嘱託職員（採用後14日以内の者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。